

再生債権についての説明文書

再生債務者 株式会社安愚楽牧場

はじめに

この書面は、東京地方裁判所作成のものではありませんが、予めご承諾を得て、(株)安愚楽牧場にて作成の上、裁判所の封筒に同封させていただいたものです。

債権届出書には、(株)安愚楽牧場が把握している皆様との取引内容に基づき必要事項等を記載してあります。

以下では、オーナー債権者の皆様の請求権の内容等についてご説明します。

1 和牛売買・飼養委託契約における契約金相当額の返還請求権について

契約期間中、期間満了、中途解約及びクーリング・オフのいずれの状態であっても、オーナーの皆様には、和牛売買・飼養委託契約における契約金相当額の返還請求権があると解釈しています。したがって、契約金相当額を届け出てください。

なお、中途解約された契約について違約金10%(又は8%)を差し引いた債権額になっておりませんが、その点を訂正する必要はありません。(株)安愚楽牧場が支払停止に陥った平成23年8月1日以降の中途解約は、(株)安愚楽牧場において契約金相当額をオーナー様に返還することが事実上不可能になったことを理由とするものであり、その実質は債務不履行に基づく解除とみることができ、また、10%(又は8%)の違約金は、通常時において、(株)安愚楽牧場が契約期間満了前に契約代金を早期に調達し、これを支払う代償としての性質を有するものですが、(株)安愚楽牧場が約定どおりに代金全額を支払うことができなくなっている現状において、この違約金を徴収する実質的な理由を欠いているからです。

2 子牛売却利益金について

民事再生手続が開始された日(平成23年9月6日)までに子牛売却利益金の支払日が到来し、まだその支払いを受けていないオーナー様は、その利益金の支払請求権を有していると解釈しています。具体的には、平成23年6月、7月、8月の各末日に支払いが予定されていた子牛売却利益金が対象となります。

3 牛の処理について

オーナー債権者様の契約牛の処理については、別途ご通知を差し上げます。債権届出の段階では、契約代金額と契約した牛の頭数のみをお届けください。

以上